

告 示

埼玉県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日
オダカ歯科医院		和光市本町五一 一五山ビル二F		介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	平成二十九年三月 五日
せんし堂薬局所沢 店		所沢市中富七五 〇―一二		介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	平成三十一年四月 三十日
おひさま介護サ― ビス 春日部		春日部市栄町一 ―四〇		訪問介護	居宅介護支援	平成三十一年三月 三十一日
介護予防訪問介護						

<p>おひさま介護サービス 東松山</p>	<p>埼玉飯能病院</p>	<p>おひさま介護サービス 所沢</p>	<p>おひさま介護サービス 朝霞</p>				<p>おひさま介護サービス 草加</p>						
<p>東松山市松山町一 八―三</p>	<p>飯能市飯能一―八五</p>	<p>所沢市くすのき台三 ―四―六エシール所 沢一〇三</p>	<p>朝霞市本町二―二― 三七老松ビル一F</p>				<p>草加市高砂二―一八 ―四二川井ビル二階</p>						
<p>介護予防訪問介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>介護療養型医療施設</p>	<p>短期入所療養介護</p>	<p>介護予防訪問介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p>	<p>介護予防訪問介護</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>福祉用具貸与</p>	<p>訪問介護</p>	<p>介護予防訪問介護</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>訪問介護</p>
<p>平成三十一年三月三十一日</p>		<p>令和元年五月三十一日</p>		<p>平成三十一年三月三十一日</p>		<p>平成三十一年三月三十一日</p>				<p>平成三十一年三月三十一日</p>			